

春日井市文化振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、文化芸術の振興を図るため、文化活動団体が行う事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる団体とする。

- (1) 春日井市文化協会
- (2) 春日井市美術協会
- (3) 春日井市民音楽連盟
- (4) 春日井市交響楽団
- (5) 春日井児童合唱団

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が行う次に掲げる文化芸術の事業とする。

- (1) 展示会、公演会等の開催その他の鑑賞及び創造の機会を市民に提供する事業
- (2) 講習会、講演会等の開催その他の市民への啓発に関する事業
- (3) 情報発信、知識習得等その他の文化芸術活動の普及拡大に関する事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助金の額及び限度額は、別表に定めるところとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、補助を受けようとする年度の4月30日とする。

(申請に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により、補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 会員数及び団体数が確認できる書類(補助を受けようとする年度の前年度10月1日現在のもの。第10条において同じ。)

(2) その他参考資料

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第8条第1項の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、交付決定を受けた補助金の額が変更しない場合で、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資する場合で、かつ、補助目的の達成に支障が無いと認められる場合であって、当該経費の20%以内のとき。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容を変更するとき。

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部を変更するとき。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第4条の規定による交付決定の通知後、補助事業を行う団体の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、すべての補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 会員数及び団体数が確認できる書類

(4) その他参考資料

(検査等)

第11条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必

要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第12条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市芸術文化事業等補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額	限度額
第3条第1号 に規定する事業	1 報償費 2 旅費 3 需用費 (消耗品費、 印刷製本費 及び光熱水 費)	補助事業に要した補 助対象経費から事業 収入及び他からの補 助金を控除して得た 額に2分の1を乗じ て得た額	600,000円
第3条第2号 に規定する事業			300,000円
第3条第3号 に規定する事業	4 役務費 (通信運搬費、 手数料及び 保険料) 5 委託料 6 使用料及び 賃借料 7 負担金	補助事業に要した補 助対象経費に相当す る額	第1号及び第2号に より算定した額の合 計額 (1) 団体割 (加盟団体がある 場合に限る。) 7,000円×団体数 (2) 会員数割 200円×会員数

備考

- この表において団体数及び会員数は、前年度の10月1日現在のものとする。
- 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。